

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年11月12日 開会

令和7年11月12日 閉会

令和7年11月12日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 15 名

農業委員出席委員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 脇 坂 英 治  | 2 番 赤 池 信 敏  | 4 番 村 松 義 正  |
| 5 番 佐 野 守    | 6 番 杉 山 弘 子  | 8 番 中 島 由美子  |
| 9 番 佐 野 むつみ  | 11 番 渡 邊 勝 彦 | 12 番 佐 藤 文 雄 |
| 13 番 荻 真 教   | 14 番 土 井 一 彦 | 16 番 富 永 政 則 |
| 17 番 篠 原 兼 義 | 18 番 樋 口 公 孝 | 19 番 近 藤 千 鶴 |

欠席委員

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 3 番 桑 原 康    | 7 番 竹 川 篤 志 | 10 番 牧 澤 邦 彦 |
| 15 番 後 藤 文 隆 |             |              |

農地利用最適化推進委員出席委員

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 土 井 治   | 2 番 塩 川 金 彦 | 3 番 佐 野 耕 三  |
| 4 番 石 川 哲 郎 | 5 番 佐 野 潔   | 6 番 小 林 寿 恵  |
| 8 番 加 茂 光 崇 | 9 番 青 木 秀 道 | 11 番 原 田 徳 行 |
| 12 番 清 利 之  |             |              |

欠席委員

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 7 番 渡 井 將 文 | 10 番 有 賀 文 彦 | 13 番 熊 谷 勝 史 |
|-------------|--------------|--------------|

事務局職員

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| (併) 事務局長 | 野 毛 裕紀子 | 次長兼振興係長 | 保 坂 伸 次 |
| 主 任 主 査  | 押 尾 貞 治 | 主 査     | 池 田 幸 司 |
| 会計年度任用職員 | 大 原 勝   |         |         |

議長

若干見えてない方、遅れるという方もおりますので、それ承知の連絡が来るとしますので、それで始めたと思いますので、よろしくお願いします。

皆さんお疲れさまです。

それでは始めたいと思います。

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。速やかな会議進行に御協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、会議に入る前に、本日の欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

3番、桑原康委員、7番、竹川篤志委員、10番、牧澤邦彦委員、15番、後藤文隆委員から連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（届出・許可）について、取下・取消願の処理状況を、事務局に報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

本日配付いたしました、令和7年10月10日から令和7年11月11日までの農地法の規定による申請、届出許可について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項につきまして、所在地等は議案のとおりです。令和7年4月14日、農地法第5条届出、受理番号第33号で受理しておりましたが、都合により、令和7年10月30日に取消願が提出されました。

続きまして、第2項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年5月13日、農地法第3条許可、許可番号第30号の案件について、都合により令和7年10月30日に取消願が提出されました。

続きまして、第3項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年10月22日、農地法第4条届出、受理番号第24号で受理しておりましたが、都合により、令和7年11月4日に取消願が提出されました。

続きまして、第4項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年8月18日、農地法第5条届出、受理番号第73号で受理しておりましたが、都合により、令和7年11月4日に取消願が提出されました。

続きまして、第5項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年10月10日、農地法第5条許可申請、受付番号第30号で受付しておりましたが、都合により、令和7年11月5日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人には、1 番、脇坂英治委員、2 番、赤池信敏委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、1 番、脇坂英治委員、2 番、赤池信敏委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第 50 号から協第 11 号です。

初めに、報第 50 号から報第 54 号まで、一括して事務局から報告させます。

はい、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。

令和 7 年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの受理分について、報告いたします。

議案の 1 ページを御覧ください。朗読します。

報第 50 号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が 1 件提出されました。

続きまして、議案の 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。朗読します。

報第 51 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3 件の届出を受理しました。

続きまして、議案の４ページを御覧ください。朗読します。

報第５２号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第４条第１項第７号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、１件の届出を受理しました。

続きまして、議案の５ページから８ページを御覧ください。朗読します。

報第５３号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、１２件の届出を受理しました。

続きまして、議案の９ページを御覧ください。朗読します。

報第５４号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第７０条の６第１項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、１件の利用状況を通知しました。

報告は以上でございます。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第５０号から報第５４号まで、報告済みとします。

次に、議第４２号「農地法第３条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

議案の１０ページを御覧ください。

議第４２号 農地法第３条第１項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第３条第１項の規定による許可決定申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は１ページを御覧ください。

なお、第１項の内容に修正がありましたので、本日机上に配布しております、右上に差替と記載

された議案を御覧ください。朗読します。

申請地は、北山で、本妙寺の東に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は現在、北山で営農をしており、水稻、落花生などを栽培しています。営農規模の拡大を目的として申請に及んだものです。

営農地の一部について、現在、不耕作の状態がありますが、土地の再生中、傾斜地で石が多いため、日陰や水溜りになっているなどの要因があり、現在対策を行い、今後耕作をしていくとのことで、耕作計画書の提出を受けております。申請地では落花生の栽培を予定し、今後も落花生の生産規模拡大を予定したいとのことです。受人の許可後耕作面積は、山梨県鳴沢村の耕作地も含め、2万5,584.54平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は、山宮に位置する農地です。

受人は富士市伝法にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、以前から母親の農作業を手伝っており、申請地が実家の土地であることから、数年前まで、この土地で農作業を行っていたため、土地を取得して、引き続き営農したいため、申請に及んだものです。

受人はみょうが、梅、柿などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、4,672.88平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は、人穴で広見公民館の北に位置する農地です。

受人は静岡市清水区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は令和7年9月に農地法第3条許可で申請地の西側で営農を開始しましたが、以前から取得の希望があった、同じ渡人が所有する今回の申請地についても話がまとまり、営農計画を変更して一体として取得したいため、申請に及んだものです。

申請農地の所有者は、現在、県外遠方に住んでおり、管理営農が難しいことから、当該申請農地を売却したい意向があったところ、仲介により話がまとまり、申請となったものです。

受人はアボガド、みかん、サツマイモ、タケノコなどを栽培する計画です。アボガド、みかんについては寒さに弱いため、耐寒種を予定し、囲い等の対策、寒さの対策も予定しますが、当地の気候も想定の上、3年ほど状況を見て作目を変えるなど、柔軟に営農を行う予定とのことです。受人の許可を耕作面積は1万1,734平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は、狩宿で狩宿下馬桜の北に位置する農地です。

受人は大鹿窪にある法人で、渡人は議案書のとおりです。適切に営農していないときには、農地

を返還することを契約に盛り込んだ、解除条件付きの使用貸借契約になります。

受人は法人で、現在申請地の隣でも運営をしておりますが、この隣接する農地で新規就農をしたく申請に及んだものです。

受人は既に農機具を所有しており、今後も田植機を購入する予定です。受人の法人代表は半年ほどの農業経験がありますが、今後も地域の人や貸し人から、営農指導を受けていく予定とのことです。

受人は水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、2,028平方メートルとなり、稼働人員は4名です。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、2項及び4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

2項は代読をお願いします。

事務局 押尾主任主査

2項は山宮担当地区案件となります。本日、委員欠席のため、事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読いたします。

2項の案件について、11月5日の水曜日11時頃、私、事務局1名、申請代理人行政書士の計4名で立会いにより現地調査を行いました。

申請人は富士市に居住しておりますが、申請農地についても、以前に母親と一緒に耕作をしていたとのことです。渡人は申請人の兄になり相続により申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり管理ができないため、今後自分で耕作をしていきたいと思い申請に及んだとのことです。

申請人は、もともと母の農作業の手伝いをしていたため心得を持っていますが、近隣の農家に指導を仰ぎながら耕作をしていく予定とのことです。周囲は山林が多い地域で、申請者も慣行農法で営農し、以前も栽培していたミョウガの栽培及び梅、柿の栽培を計画しています。

周辺地域における影響や農地の効率的な利用に、問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に4項、2番、赤池さん、お願いいたします。

2番 赤池信敏委員

ただいま審議中の第4項の調査結果について報告します。

11月7日金曜日午後2時、受人と渡人、渡人が高齢のため代理で息子さんと事務局1名と佐野むつみ委員と私で、申請地で会い、話を聞きました。

申請地は田んぼとして、現状も耕作されております。今回の申請地についても引き続き、稲作を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題ありません。また、トラクターや耕運機などの十分な農機具の保有や、受入を含め4名の労働力が確保されています。

新規就農なので、近隣農家の助言を聞きながら耕作していくと申しておりますので、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第42号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主任主査

事務局です。

議案の12ページを御覧ください。朗読します。

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、農業用施設用地に転用しようとするものです。

申請人は市外が本店所在地となっておりますが、市内においても7.8町歩の農地を、中間管理事業を通じて借受し、耕作を行っている農業法人であり、申請地は、同社の営農場所の中心的位置にあるため、搬入出の便がよく、ネギの処理加工所兼事務所を建設するため、転用を計画したものととなります。

申請地は、農用地区域内の農用地、いわゆる青地であり、原則、青地の転用は不許可となります



が、農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地として転用する場合は、例外的に立地基準を満たします。

申請地は、令和7年8月12日に、農用地利用計画における用途が、農業用施設用地へ変更が完了しております。また、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は北と東を道路、西を河川、南を山林、河川に接しており、周囲に農地はなく、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありませんが、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。市土地利用事業については、協議済みとなっております。

申請地は地域計画に位置付けられており、申請者は農業を担う者として位置付けられていることから、地域計画への影響は軽微であると考えられます。

資金については借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第2項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりとなります。申請人が贈与により権利取得し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、建築士の資格を持ち、兄弟で建設業を営んでおり、これまで事業用の資材、重機及び車両の置場として、市内の別の場所を資材置場として利用していました。所有者の意向により、資材置場としての利用が難しくなったこと、隣地の農地外地目の土地と合わせて、利便性の高い土地の確保が可能となったことから、転用を計画したものとなります。

申請地は、市街化区域に近傍する第2種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は東西を道路、北を山林、南を宅地に接しており、周囲に農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

全体計画地のうち一部に換地がありますが、用途廃止について、市管理課へ書類を提出済みであり、払下げ完了後の売買について協議済みとなっております。また、申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第3項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、優良田園住宅に転用しようとするものです。優良田園住宅は、良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅のことをいい、市街化調整区域の住宅建設などの開発は制限されておりますが、定住促進などの地域振興に資することを狙いとして、市が定める基本方針の要件を満たし、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境の形成が見込まれる住宅を優良田園住宅として認定する制度と

なり、本県の優良田園住宅建設計画については、令和7年10月1日に市建築住宅課から認定を受けております。

申請人は、市内で独立した生活を送るための個人用住宅を建設したく転用を計画したものとなります。

申請地は、上井出インターチェンジからおおむね300メートル以内にする第3種農地に該当します。周囲は南を道路、西を道路及び法面、東と北を畑に位置しており、隣接する農地との敷地境界には見切りを設置する計画で、雨水は集水桝から南側道路側溝へ放流、生活雑排水は合併処理浄化槽での処理後、南側道路側溝へ、放流する計画となります。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。資金については、借入れにより確保されております。なお、許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

13番、荻さんお願いします。

13番 荻真教委員

13番です。ただいま審議中の第1項について、現地調査の結果の報告いたします。

11月10日午前11時30分頃、代理人行政書士、測量関係者、樋口農業委員、事務局、私の5名、申請地で会い、話を聞きました。

申請者は、先ほどもおっしゃってましたけれども、市外で農業法人をやられている方です。富士宮市内でたくさんのネギを栽培されている農業法人であります。今後も面積を拡大するということで、このたび農作物処理加工施設兼事務所を建てたいということで、この場所が選ばれました。従業員も増やして下さるということです。農業の発展に寄与していただけるのじゃないかと思えます。

申請のとおり間違いがありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第４３号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第４３号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第１１号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。

本日机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。朗読します。

協第１１号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和７年１１月４日付、富農第１３１３号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条３項に基づき意見を求められた、富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案をめぐっていただき、４ページを御覧ください。

申し訳ありません。議案に一部訂正がありまして、その表の一番左上、表題が富士宮市農用地利用集積計画となっておりますので、等促進が抜けております。改めますと、富士宮市農用地利用集積、その次に等促進を加えてください。計画となります。大変申し訳ありません、よろしくお願いします。それでは、改めまして朗読いたします。

富士宮市農用地利用集積等促進計画、第１項から第３項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で新規になります。移転後、経営面積は３万４，６２５平方メートルになります。

第４項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、賃借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で新規になります。移転後、経営面積は６，４９６平方メートルになります。

第５項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で新規になります。移転後、経営面積は２万２，３１４．９３平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第11号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第11号は、原案のとおり処理することに決定しました。

それでは、これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、12月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年11月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。この後、農地利用最適化推進会議を行います。

午後1時34分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 番

会議録署名人

2 番